

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 43 号

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成 25 年函館市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項第 3 号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区
分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第 59 条第 8 項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業
所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 89 条第 3 項各号列記以外の部分中「第 52 条第 1 項第 2 号イおよ
びエ、第 7 項ならびに」を「第 52 条第 1 項第 2 号エおよび」に改める。

附則第 2 条第 1 項第 1 号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区
分」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、生活介護事業所等における職員の配置の基準に関する規定を整備するため